

* * * 令和7年度入学生学納金等一覧表 * * *

【仁愛女子短期大学】

(単位:円)

区 分		入 学 検 定 料			一 般 学 生							社 会 人							外 国 人 留 学 生							備 考	
												(学納金等の特例取扱いに関する規程 第3条関係)				(学納金等の特例取扱いに関する規程 第2条関係)											
学 年	学 科	大学入学共通テスト		一般受験	学 納 金				他徴収金	委託徴収金		再 計	学 納 金				他徴収金	委託徴収金	再 計	学 納 金				他徴収金	委託徴収金		再 計
		試験利用	併願利用		入 学 料	授 業 料	教育充実費	計		実習費	後援会会費		同窓会費	入 学 料 (2分の1)	授 業 料 (4分の3)	教育充実費				計	実習費	同窓会費	入 学 料			授 業 料 (3分の2)	
1年	生活科学学科 [生活情報デザイン専攻]	10,000	35,000	30,000	200,000	680,000	325,000	1,205,000	****	36,000	****	1,241,000	100,000	510,000	325,000	935,000	****	****	935,000	200,000	454,000	325,000	979,000	****	****	979,000	
	幼児教育学科	10,000	35,000	30,000	200,000	660,000	305,000	1,165,000	24,000	36,000	****	1,225,000	100,000	495,000	305,000	900,000	24,000	****	924,000	200,000	440,000	305,000	945,000	24,000	****	969,000	
2年	生活科学学科 [生活情報デザイン専攻]	****	****	****	****	680,000	325,000	1,005,000	****	36,000	15,000	1,056,000	****	510,000	325,000	835,000	****	15,000	850,000	****	454,000	325,000	779,000	****	15,000	794,000	
	幼児教育学科	****	****	****	****	660,000	305,000	965,000	28,000	36,000	15,000	1,044,000	****	495,000	305,000	800,000	28,000	15,000	843,000	****	440,000	305,000	745,000	28,000	15,000	788,000	
研究生		****	****	10,000	36,000	246,000	****	282,000	****	****	****	282,000	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	****	

・その他、学科や専攻、受講する授業に応じて、教科書代や教材費、検定試験等の受験料等が必要となります。

[注記] 1. 学納金等の減免について

(1)本学卒業の入学者について(仁愛女子短期大学 学納金等の特例取扱いに関する規定 第6条関係)

区 分	研究生(本科卒)	科目等履修生
入学検定料	免除	5,000
入 学 料	18,000	免除

(2)大学入学共通テスト併願利用対象者について(学則 [別表第3] 備考2関係)

本学の一般推薦入試、一般入試を出願したもので、大学入学共通テスト利用入試を出願するものは、大学入学共通テスト検定料の半額

(3)本学園職員子女の場合について(就業規則 第45条関係)

授業料、教育充実費の半額を免除する

(4)姉妹で在学した場合について

後援会費は姉妹2人について1口だけでよい。(理由…保護者は1人である。)

但し、姉が卒業延期の場合は、これを適用しない。

(5)実習費は、入学時前受金および2回生前期納付時に徴収。金額については変動がある。

2. 休学時における在籍料について(学則[別表第4])

種別	金額
在籍料	半期 60,000円

3. 科目等履修生の授業料等について(科目等履修生規定 第6-8条)

区 分	入学検定料	入学料	1単位当たりの授業料		
			講義	演習	実験実習
科目等履修生	5,000	7,000	13,000	26,000	39,000

(6)併設校推薦入試合格の入学者について

本学の併設校推薦入試を経て入学する学科学生については、

当面の間、入学料を学則別表第3の額から100,000円を減じた額を標準として定めるものとする。